

栃木市皆川中学校の廃校後の校舎等利用事業者募集要項

質問と回答

令和7年11月11日

募集要項 記載箇所	質問	回答
4ページ(7)	貸付期間は10年以内とのことだが、再契約を希望する場合は、もう一度審査(プレゼンテーション・ヒアリング)を行うのか。	再度、貸付を行うか否かも含め、貸付期間満了後に皆川中の取扱いをどのようにするか現時点での決定事項はありません。
4ページ(8)	施設賠償責任保険は、現在、市が加入している条件と同等のものであれば保険会社はこちらで選択可能か。	可能です。 保険に限らず、業務委託など、業者選定は事業者の任意です。
4ページ(9)	原状回復について、「原則として」という記載があるが、例外はあるか。	事業者の方が、皆川中の軽微な変更をする際は事前に市の同意を得て進めていただくことになります。 その際、原則として原状回復していただくことになりますが、提案内容を伺って、原状回復が合理的でないと認められる内容であれば原状回復を求めない可能性はあります。
5ページ(7)	屋根貸し事業を行っているとのことだが、発電された電気は皆川中で消費しているのか。	全量、売電しております。